

新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (措法44の7、68の26)				事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
特別償却の種類	1	44条の7第1項 68条の26第1項	44条の7第1項 68条の26第1項	44条の7第1項 68条の26第1項	44条の7第1項 68条の26第1項	44条の7第1項 68条の26第1項	44条の7第1項 68条の26第1項	44条の7第1項 68条の26第1項
事業の種類	2							
(機械・装置の耐用年数表の番号) 新用途米穀加工品等 製造設備の種類等	3	()	()	()	()	()	()	()
新用途米穀加工品等 製造設備の名称	4							
設置した工場、事業所等の名称	5							
取得等年月日	6	平 · ·		平 · ·		平 · ·		
事業の用に供した年月日	7	平 · ·		平 · ·		平 · ·		
購入先	8							
取得価額	9	円		円		円		
特別償却率	10	$\frac{30}{100}$		$\frac{30}{100}$		$\frac{30}{100}$		
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円		円		円		
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金		償却・準備金		償却・準備金		
適用要件等	13	生産製造連携事業計画 の認定年月日 (指定告示名、告示番号) (別表番号、該当番号) 事業の用に供した新用途米穀 加工品等製造設備の仕様、性能、 型式等判定上参考となる事項	平 · ·		平 · ·		平 · ·	
	14	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()

特別償却の付表（十六）の記載の仕方

1 この付表（十六）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の7《新用途米穀加工品等製造設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の26《新用途米穀加工品等製造設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、新用途米穀加工品等製造設備の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した新用途米穀加工品等製造設備については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、措置法第44条の7第1項又は第68条の26第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

3 「事業の種類2」には、新用途米穀加工品等製造設備を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「新用途米穀加工品等製造設備の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、新用途米穀加工品等製造設備の種類、構造、細目等を記載するとともに、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「新用途米穀加工品等製造設備の名称4」には、新用

途米穀加工品等製造設備に該当する資産の名称を記載します。

6 「設置した工場、事業所等の名称5」には、新用途米穀加工品等製造設備を設置した工場、事業所、店舗等の名称を記載します。

7 「取得価額9」には、新用途米穀加工品等製造設備の取得価額を記載します。

ただし、その新用途米穀加工品等製造設備につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

8 「償却・準備金方式の区分12」は、その新用途米穀加工品等製造設備につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

9 「生産製造連携事業計画の認定年月日13」には、米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定の年月日を記載します。

10 「事業の用に供した新用途米穀加工品等製造設備の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項14」には、事業の用に供した資産の仕様、性能等その資産が新用途米穀加工品等製造設備に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を指定告示の別表に掲げる仕様、性能等の単位をもってできるだけ具体的に記載するほか、（ ）内にその指定告示の別表番号及び該当番号を記載してください。